

平成22年第4回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年8月25日（水）午後1時30分開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第47号 包括外部監査契約の締結について
- 日程第5 議案第48号 保育及び学校教育の一元化等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	5番	庄田	昭人
6番	森	治久	7番	棚橋	敏明
8番	広瀬	武雄	9番	松野	藤四郎
10番	広瀬	捨男	11番	土田	裕
12番	小寺	徹	13番	若井	千尋
14番	清水	治	15番	山田	隆義
16番	広瀬	時男	17番	若園	五朗
18番	星川	睦枝	19番	藤橋	礼治
20番	小川	勝範			

本日の会議に欠席した議員

4番 西岡一成

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道

総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤脩祠
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見秀意	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

### 開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） 会議を始める前に一言お礼申し上げます。

本日傍聴者の方、並びに議会、執行部の皆様方、午前中の子供議会に御参加をしていただき、厚く御礼申し上げます、そして、平素は瑞穂市議会並びに行政に対しても大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまから平成22年第 4 回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号 5 番 庄田昭人君と 6 番 森治久君を指名します。

### 日程第 2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの 1 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

### 日程第 3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

3 件報告します。

まず 2 件については、鷲見議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 失礼いたします。

議長にかわりまして、2 件報告します。

まず 1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成22年 6 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、6月29日に社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会及び福祉部福祉生活課を対象に実施されました。社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会に対する監査の結果は、自主財源が総収入の2割弱ということで、現在の事業活動は補助事業と委託事業が主体といえる。厳しい経済状況のもと、補助金、受託金についても見直しを検討されることになるとと思われる。会費収入は、収入全体の7.8%、全世帯数の3分の2ほどで毎年推移しており、自主財源の確保を図るため、会員の拡大に向け創意工夫を凝らし、努力願いたい。

社会福祉協議会の独自の事業において、安易に助成金を交付するだけでなく、その目的にふさわしい事業内容等を検討されることを望む。また、助成金を交付される場合において、助成期間（3年）以上継続して交付する団体、特に助成金以上に繰越金がある団体については、その必要性等を検討いただき、「本会と協議者、参加者が協議の上、継続する」と定められた要綱に沿って正しく交付するよう努められたいとの報告でした。

次に、福祉部福祉生活課に対する監査の結果は、補助金は、活動促進事業で他の法令の補助対象を除く人件費、活動費に対し、予算の範囲内において交付されるものである。補助事業、つまり交付の対象となる事務または事業の範囲が明確でないことから、今後は補助事業のみならず、社会福祉協議会独自の事業についても、費用対効果等の内容も検討され、適正な補助額の交付に努めていただき、目的に沿った事業がなされ、自主運営が可能となるよう指導をお願いしたいとの報告でした。以上でございます。

議長（小川勝範君） 続きまして3件目は、市町村議会議員短期研修について、若井千尋君から報告願います。

13番 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋でございます。

議長の指名をいただきまして、議員派遣の結果報告をさせていただきます。

8月5日、6日の2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所において、平成22年度第2回市町村議会議員短期研修を受講してまいりました。小寺議員、堀議員、森議員、私の4名を代表させていただき、受講内容と受講後の感想を含め御報告させていただきます。

初日の8月5日は、午後0時45分よりオリエンテーションとして日程説明を受け、午後1時より有限責任監査法人トーマツの鈴木公認会計士より、「自治体財政指標の見方」について、A市、B市の資料をもとに講義を受け、その後、午後3時より早稲田大学パブリックサービス研究所の森田客員教授より、前の講義にいま一度踏み込んだ「自治体財政健全化法のポイント」について講義を受けました。

その内容は、非常に専門的な分野ではありますが、自治体財政における健全化の判断比率等

の基本的な考え方と詳細な講義を受けました。そもそもこの研修の趣旨は、議員としての地方分権の推進を踏まえ、多様な住民ニーズに対応した地域社会づくりを進める一方、厳しい状況下での行政経営についても、幅広い視野や感覚を持って取り組むことが求められているとしております。

研修はテーマを持ち開催されております。今回のテーマ「自治体財政指標の見方」については、当初定員60名のところ、全国から北は山形、南は沖縄より、定員の3倍、180名が受講しておりました。この数字を見ましても、議員として行政経営に幅広くかつ専門的知識を持ち取り組まなくてはと痛感した次第でございます。

午後5時30分より、交流会において全国からの市町村議員と親睦を深め、翌日6日には、前日の講義を踏まえて、180名を5グループに分け、さらに7名から8名の班に分けて、C町、D市、E市の財政状況一覧表、市町村財政比較分析表、さらに平成20年度決算状況の資料をもとに、例題市町村の財政状況のチェックを各班ごとに分析し、発表いたしました。その後、午後0時15分より閉講式において受講証明書をいただき、研修を修了いたしました。これは、前回行かれておる方もおられますので、こういうものでございます。

最後に、感想を述べさせていただくなれば、この先の各自治体の運営において健全な財政が行われているのか、また行われていくのか、包括外部監査の導入を決定した本市ではありますが、議会、議員としてしっかりとチェックができることが今以上に必要とされていると強く感じました。

平成22年度第2回市町村議会議員短期研修受講者代表、若井千尋。以上でございます。

議長（小川勝範君） ありがとうございます。

以上、報告3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

報告の第5号でございます専決処分の報告について。これは損害賠償でございます。市内別府地内の市道にて、去る7月27日、走行中の車両が側溝のふたが浮き上がって破損するという事故が発生しました。本件事故について、道路管理者の市に責任があるとして、先方と話し合い、市側の過失割合を10割とすることで和解し、その損害賠償額を7万178円と定め、専決処分をしましたので、これを地方自治法180条第2項の規定により報告するものでございます。

道路管理者としまして、定期的にパトロールを実施するなど努力をしているところでありますが、不測の事態での事故で残念に考えております。今後、さらに善良なる注意管理義務をもって道路管理をしてまいりますので、御理解を賜りつつ、御報告とさせていただきます。よろ

しくお願いを申し上げます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第47号から日程第6 議案第49号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第47号包括外部監査契約の締結についてから、日程第6、議案第49号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提出理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成22年第4回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員の皆様にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

今月は、梅雨明け宣言後、異常な暑さが続く中、地域での夏祭りや盆踊りなどが催され、コミュニティ活動が盛んな時期でもあります。いま一つ天候が安定しない中、役員の皆様には気をもまれることもあることと存じますが、この地の夏の風物詩としてさまざまな行事が繰り広げられていることは、次代を担う子供たちにもよい思い出を残すことにもなり、それが伝統となってこの地の文化をはぐくんでいくことになることと確信をいたします。その意味から、陰になりひなたになり御尽力をいただいております皆様には、改めて敬意を表したいと思います。

さて、今回上程いたしました議案は、包括外部監査に係る契約の締結に関するものが1件と、保育及び学校教育の一元化等に関する条例整備に関する条例の制定が1件、一般会計補正予算（第3号）の計3件でございます。

それでは、その提出議案につき順次概要を説明させていただきます。

議案の第47号でございます包括外部監査契約の締結についてであります。

包括外部監査につきましては、先般の6月議会において予算化をお認めいただき、内容については十分説明をいたしてきたところでありますが、外部監査導入を選定するについては、市では初めてのことでございまして、かつ全国的にも自主的に実施されている事例も少なく、事務的にさまざま検討せざるを得ない部分がありました。最終的には、県下で実施されている岐阜県や岐阜市において御教示をいただきながら事務を進めてまいり、今回議案として出せる運びとなりました。税理士で公認会計士でもあります所洋士氏を適任者として契約の相手方として選任させていただきました。同氏は、税理士法人所会計事務所を営んでおられますが、過去には、岐阜県の包括外部監査人や岐阜市の包括外部監査補助者を務められた実績もございまして、まさに適任者と判断いたしました次第でございます。

次に、議案第48号でございます保育及び学校教育の一元化等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

全国的に少子化傾向にある日本の将来を考えると、子育てに対する重要性は大きな課題となっております。国でも幼保一元化を考えつつありますが、全国的にも先進的に「誕生から巣立ちまで」をスローガンにして、一貫した子育て、子供の教育を考えた施策を実践している自治体があることは御承知のことと存じます。そうした折、私も全国的な研究会に出席し、学んできたところでありますが、また一方で、議会からも幼保一元化について検討の余地はないかとの一般質問での御提案をいただいたのも事実でございます。

市では、これを政策転換に生かすべく、新潟県長岡市を視察するなど、調査・研究、検討をしておりますが、このほど事務委任をすることで、保育と学校教育の一元化が可能であるとの結論を見出し、今回関係条例3本を改正すべく条例を制定し、関連条例の整備を上程する運びとなりました。

改正する条例は、瑞穂市行政組織条例、瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市職員定数条例の3条例でございますが、施行期日につきましては、各般の行政事務との整合性を考え、11月1日としております。

実務的には、保育所事務及び子育て事務を、市長より教育委員会に事務委任、並びに補助執行することとしておりますが、これは、あくまで事務の合理化・事務改善を考えての改正ではなく、「子どもの育成」「見守りの一元的な施策展開」「子どもの育ちの連続性を大切にす

る」を主眼としたものでありますので、よろしく御理解を賜りたくお願いをいたします。

議案の第49号でございます平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ総額150億9,447万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算でお願いするのは、議案第48号にて提案の保育及び学校教育の一元化等に伴う市長部局から教育委員会に事務委任を行うための事務の所管を変更することにより、巢南庁舎2階「富有の間」の改修、庁内LAN配線及び電話配線等に係る諸工事費、並びに書棚等の備品購入費等を、また幼児教育推進事業として、検討会等委員及び講師の謝礼を計上いたしております。

これら事業の財源につきましては、幼児教育推進事業県委託金を充当し、不足分は財政調整基金より繰り入れを行っております。

以上、提出議案について概要を説明させていただきました。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時54分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第47号から議案第49号までを、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第47号から議案第49号までについては、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより議案第47号包括外部監査契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 改革の熊谷祐子、議員番号3番です。

私は、議案第47号包括外部監査契約の締結について質疑をさせていただきます。

初めに、3点質問させていただきます。

監査人についてが一つ目です。公認会計士会からAさんを推薦され、弁護士会を含む税理士会から所氏を推薦され、2名の推薦を受けているということですが、この中で、所氏に決定した理由を教えてください。

いま一つ、監査人の質問ですが、弁護士さんのお名前を教えてください。

次に、大きい二つ目ですが、金額を上限700万円に決めた決め方を教えてください。

三つ目ですが、契約の始まりが9月1日になっております。普通は4月1日になると思います。であれば、4、5、6、7、8と5ヵ月マイナスになるわけですが、これの影響はどのようにクリアするのでしょうか。

以上3点をよろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

ただいま3点の質問がありましたが、まず1点目は、監査人を所さんに選んだ理由ということでございます。今回は、それぞれの協会の方から、書類としまして推薦書、そして履歴書、外部監査の実施体制に関する調書というような調書をいただきまして、その中で精査をしたということでございます。その精査の方法につきましては、庁舎内で選定委員会を設置いたしました。各部長からなっておりますが、副市長を中心にして、各部長が委員ということで、それぞれテーマを精査したところでございます。

その主な内容でございますが、それぞれ公会計なり、外部監査制度に関する研修等の受講歴、

そして包括監査に関する考え方、計画的に効率的にどのように進めていくかというポイント等、そして補助者の使用、監査人さんだけではできませんので、そうした補助者の体制なり、考え方等をお聞きしております。そして、公的団体に対する業務の実績、そして監査テーマに関する考え方と、そうした実績等の書類を出していただきまして、それぞれに精査したところでございます。

どちらも非常に甲乙つけがたいということで、ある一方の公認会計士会の方は、やはり公認会計士さんばかりの中堅の会社でございますので、いざとなったときにはそのテーマに対する人的な投入というのは非常にスムーズにいくかなと思ったりする視点がございます。一方で、この所先生におかれましては、岐阜市と岐阜県という実績があられると。一方の公認会計士さんの方も、実を言いますと、岐阜県とか愛知県の方でかなりの実績を持っておられます。そして補助者につきましても、この所さんにつきましても、税理士事務所の研究員が全面的にバックアップをするよということもございまして、先ほどの公認会計士会、事務所とはまたちょっと違ったイメージでございますが、こちら辺のバックアップ体制もできるだろうと。そんなことがありました。

いろんな話し合いの中で、最終的には、私どもは初めての外部監査であるということで、経験のある所さんでどうだろうかということで決定した次第でございますので、よろしくお願いいたします。

そして、協力される弁護士ということでございますけれども、あくまでこれは予定者ということでございますので、お話を聞いている限りは、テーマを決めた時点でまた必要であれば連絡だの協力は求めるということでございますが、今回の中での調書では川島和男法律事務所に勤めておられる芝英則さんという方が一応予定者ということで上がっております。

ということで、1点目の御質問はそれでよかったかと思えます。

そして、2点目でございます700万円に決めた理由ということでございます。予算では1,000万の予算をいただきました。それで、私どもも委員会のときにどのように選定をするかと、そして額についてはどのように決めるかということも議論してまいりました。私どもが皆さんに説明した中で、平成20年度の全国の外部監査がこうした条例を制定してやっている市町村は15の市町村でございます。その平均の金額は805万となっております。そのうち1市だけは1,700万と非常に高価であるという状況がございますので、その1,700万を引きまして、あと14で割りますと740万円ほどが平均価格になるかと思えます。現在、岐阜県、また岐阜市が実施されておる監査金額、そして来年度以降どのようにされるかということもお聞きしてまいりました。これらにつきましても、私ども今年度、来年度、再来年度と続いた場合に、できる限り金額は変えたくないというのが一つでございますので、岐阜県とか岐阜市さんの今後どうされるかということも含めて聞いてまいりました。

そして、15市町村の金額を全部拾ったところが、500万円の市が2市、500万から700万の市が5市ということでございましたので、そうした中で総合的に700万と決めさせていただいたところでございます。

3点目でございますが、普通であれば4月1日からということでございますが、今回は9月1日からということになるかと思えます。ただ、監査の補助員を投入されますので、ある程度のテーマを決められても、大体全国の平均を見ていると約50日でございますので、延べ50日から60日、70日あれば一つのテーマがほぼできるだろうと思えますので、多分9月に入りましてテーマが選定され、9月の下旬あたりから12月までぐらいに投入をしていただければ何らかの格好ができると考えておりますので、特に影響はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 確認ですが、つまり短期間で人数を多く使う方向でやるという解釈でよろしいですか。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） はい、そのとおりでございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番、市民会派の山田でございます。

この議案につきましては、堀市政のマニフェストにも外部監査制度の導入ということで、それをもとに当選されて、4年目に入っておるといようなことでございますが、私は行政というのはだれがやられても、どんな指摘をされても、きちっと市民の声に耳を傾けて公明正大に執行しておると、どの方でも答弁をされると思えますが、人間というものは、ややもすると自分の非を認めないというのが昨今だろうと思えます。そういう経緯から判断して、どうしても私は包括監査をしっかりやらないかんといようなことで、口酸っぱく議場においても申し上げ、その上で、この6月議会で包括監査制度の導入ということで議会の議決を得たと。そのとおりにありがたいことだと思っております。しかし、本当で言えば4月1日からきちっとやらないと、本当の精査をされた監査は僕はできないのではないかなと思えますけれども、おくれればせといえども9月1日からしっかりやられるということでございますので、日数は少ないけれども、補助員をつけて短期間でその真意を調査し、議会からの御指摘の声に答えられるといような総務部長の御答弁でございます。

そこで、包括的な関係でそれだけの答弁をされているから、細かいことについては言うこと

はないだろうと思うんですけれども、しかし堀市政はあと半年しかないわけですね。だから、堀市政は何も良心に呵責したことはないと再三にわたって御答弁もされておりますし、私に対しても御回答をされております。

それで、そういう御指摘をされることはないというならば、しっかりと市民の税金でこれ執行をやっているわけですから、総括の意味でやっていただかなきゃならん。半年の間にやると言われているからやられると思いますが、そこで、監査委員の推薦、行政当局が決めてきた経緯、ここでの御説明がございましたので、突っ込んで精査をしたと、それ以上のものはないと思いますが。

そこで一つお尋ねしますけれども、どういうところを監査されるのか。それは、包括監査委員の所さんがいろいろ諸般の状況を踏まえて、ことしはこれをやるんだということで、それ以上口を挟むことはできないというようなことを過去にも言われたことがあるんですけれども、口を挟むことはできないということはないと思うんですよ。我々は市民の代表であるので、代表がこんなところをやっていただきたいと言えば、十分通常の監査委員と御相談の上、その点について、重要な監査事項だと私は認識をするわけですが、その件についてどのように反映されるのか。議会からのいろんな要望等については一切受け付けられないのかどうか、ちょっとお聞きをして、自席で次にお尋ねをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

ただいまの山田議員さんの御質問は、監査テーマをどのように決めるかということだろうと思います。地方自治法の方では、基本的には地方自治法第2条14項並びに15項、つまり住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化などを図るために、そうした目的に合ったテーマを選びなさいということが決めてあるだけでありまして、あと詳細につきましては、外部監査に関するガイドラインというのがございまして、監査人さんがこのまちの行政の環境、経済の環境、行財政の状況等を調べられ、また皆様方の御意見等も拝聴されて決めていかれると思っております。それは一応ガイドラインにそのように決まっておりますので、そのようにやっていかれると思いますし、岐阜県、岐阜市の方でもきちっとやっておられる方でございますので、私どもも推薦ということになっていきますので、きょう通った時点で、またあすお会いしてということにしておりますけれども、その中でできる限り私ども今の状況をお話しし、そうした中で、テーマをよりこのまちに必要なものを優先していただくようにということをお願いしてまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番(山田隆義君) ただいまの早瀬総務部長からの御答弁は、総括的な流れの中の答弁をされておられると思うんですよ。私はこの議会においても、全部包括監査人に任せるのではなくて、特に議会としての懸案事項の指摘をした場合は、優先的にやっていただくべきであるということも過去にも申し上げておるわけですね。特に私は契約ですね。一般競争入札を含め、随契も入れて、契約の仕方、契約の内容、そういうことについてはしっかりやってもらいたい。もう一つは、土地の取得の仕方、保有の仕方、それが適正になされているかどうかというようなことを具体的に申し上げた経緯があるわけですね。だから、それを無視して、あくまでも包括監査人の計画のもとに、いろいろな角度から判断して今回はこれをやるんやと、一切耳を貸さないということかどうか。耳を貸すべきであるのに、貸す必要はないと。今の包括的な御答弁の中で、いろんな客観情勢の指摘を勘案しながらそこでやっていくと。毎年、年次ごとにやっていくんやで、耳を貸さないよということなのかどうか。今の答弁では耳を貸さんと具体的に言われなくても、私がそれを指摘しておいても言われなくても、耳を貸さんということなのかどうか。まず部長、答えてください。

議長(小川勝範君) 早瀬総務部長。

総務部長(早瀬俊一君) 議会の方からそういう御意見があるということはきちんとお話をしてみたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 山田隆義君。

15番(山田隆義君) 今早瀬部長は、議会からの御指摘があった場合は、十分くみ入れて、最上位のところでは監査の対象になるということで理解してもいいでしょうか。

議長(小川勝範君) 早瀬総務部長。

総務部長(早瀬俊一君) 最終的には外部監査人さんがみずからの判断でお決めになられるということでございますが、そういう御意見があるということは申し伝えますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 山田隆義君。

15番(山田隆義君) 申し伝えるということと言われましたが、いい答弁ですね、申し伝えると。申し伝えるで、相手はそれは今回はやらないということならば、そのままやってしまうと。それは私もここで申し伝えることをのんだ以上、申し伝えてもやらせんなら、なんでやらのやということは見識上言うべきことじゃないで、言えませぬ。申し伝えるだけではあかんのですよ。あくまでもそれを最上段で反映をしていただくと。そこで、万が一そのことが監査の中でやっていただけなかったということであれば、個別監査の導入ということの議会で議決しておりますので、費用も500万見ております。だから、認められなくて、包括監査の

方をやってしまったということであれば、二つの時点ですね。土地取得の問題、それから契約の問題ですね。そういうことについて、どちらかはやられると思うんですけど、片方がやられていない場合には、個別監査導入の議決も500万議決しておりますので、それを即並行してやられるというお気持ちがあるかどうか。部長からお聞きします。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） テーマにつきましては、やはり包括監査さんがいろんな状況を加味してということになりましょうし、私どもは岐阜県さん、岐阜市さんに比べれば財政規模は小さいわけでございますが、やはりテーマとしては、二つも三つもというわけには多分いかんだろうと思いますので、一つにお決めになられるのではないかなとは思っておりますが、これも今年度だけということなのか、来年度も再来年度もということでもありますので、条例がある限りは年度が続きますので、計画的にということと考えられるのではないかなと思ったりもします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） ことしこの部分を包括監査制度に基づいて監査人が選んでやったと、ことしはそれを調べたと、次来年はこのテーマやと、次年度はこのテーマやということで、だんだら型では私は納得できないんです。ということは、とにかく堀市政はあと半年ですね。いつも堀市政は綱紀肅正を図りながら一切良心に呵責するような執行はないと、公明正大であると。良心に従って一生懸命やっておるということを言っておられますので、私はその政策においても、一応やっていただきたいという部分については、来年の2月ごろまでにはきちっとためどをいただきたいと。ということは、私は万が一、雲がひっかかっておる場合は、おのずから出处進退含めてお考えになるだろうし、一点の曇りもないと。そういうことであれば、市民の審判も、万雷の拍手の中でもう一度という声が出てくると思うんですね。だから、いろいろな意味でマニフェストの総括の意味、かつまた堀市政の総括の意味においても、そういう部分については来年、再来年、その次と順送りにせずに、きちっと御指摘したところ、土地の取得問題、かつまた契約の問題についてはきちっと精査をしていただきたいと。その点について、総務部長は、私は今回これそのときばったりでしゃべっておるんじゃないですよ。もうずうっと前から意見を言っておるわけですから。それは、ただお伝えすると、それならどちらに権限があるんですか。我々は、市長もそうですし、我々議員も市民から公明正大な選挙に基づいて、選挙で選ばれている代表ですからね。だから、その総括監査をしようと言っているんですから、だから、きちっとその要望は反映してもらわないかんわけですよ。だから、二つも三つもできんというならば、包括の方でこの部分だけしかことしはやれんというなら、もう一つの部分は個別監査制度を導入ということで議会で議決しておるわけ、予算化もしておるわけですから、

しっかりやるという返事をいただきたい。それはちょっと順序を経てという答弁では、僕は今までの経緯から判断しても納得しかねるわけではありますが、もう一度明快な御答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 今、外部監査人の監査の制度のあり方でございますけれども、今ちょうどここに地方自治法も持ってきたわけでございますけれども、ちょっと朗読をさせていただきたいと思います。

包括外部監査人の監査ということで、第252条の37でございます。包括外部監査人は、包括外部監査団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条14項及び15項というのは、費用対効果とか最少の経費でということでございますけれども、そういった既定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査をするものとするというふうに、地方自治法では監査人にこういうことをせよということの趣旨を説明しておりまして、こういうテーマはどうかのこのところまでは地方自治法では規定はしておりませんので、ただ、皆様方のこのまちの状況、あるいは議会の動向、あるいは財政の状況、いろんなものを勘案した中で、外部監査人はテーマを決められるんだろうというふうに思います。そういった意味では、皆様方の議会の中で、これに成り立った経緯、あるいはどういうふうで議会が要望しておるかというようなことも、会議録、あるいは議案書、そういったものを見て、どういう状況を判断はされると思いますが、ここで確定的に、山田議員の言われますように、必ずこの部分を外部監査人がやるんだということのものまでは達していない地方自治法の内容になっておりますので、その辺だけは御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） あくまでも地方自治法の法律に基づいて行政側が答弁をされると。法律が次から次にできるのは、守らない世の中になってきておるので、次から次と難しい法律をつくるんですね。私は、法律は常識から出てきておるんやと思うんですね、常識。常識のないことを次から次へやるから、法律が難しくなる。だから、行政側の答弁は法律の域を出ていないと。もとの基本的な人間の心、行政というものは、公務員は何のためにあるんやと、公務員というんだという原点のこれは常識だと思うんですね。だから、僕は常識のことを申し上げておるだけであって、常識はそれで答弁をきちとなされていない。もうそれ以上私は申し上げませんが、よかれ悪かれ、通常の監査委員の中に、議会から出ております小寺議員も監査委員に入っておりますので、通常の監査委員といろいろ相談の結果、テーマを決められると思いますので、その推移を注視しながら、今後の対応の中で考えていきたいと。当然小寺議員もここ

の議場の中におられますし、今までの経緯も知っておられますので、いろいろ通常の監査委員の中で、今度の包括監査人との調整の中でいろいろ思いを言われると思いますので、その経緯を見ながら判断をしたいと。

以上、この辺で質問はとめさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第47号に対する反対討論をいたします。

一つ目ですが、この包括外部監査というのは、6月議会の最終日に議決されたわけですが、共産党、私、その他からも発言がありましたように、一言でまとめるならば、提案した議員側にも執行部側にも極めて政治的な意図があり、純粋に政策的に今のこの時期に必要なだからということのできた政策ではないと、私は理解しております。

二つ目でございますが、監査に関する改革が余りにも矢継ぎ早だということです。監査事務局が専任になりましたのは、平成21年の4月からでした。1年後の今年度、平成22年6月議会の初日に個別外部監査が議決され、最終日には追加提案された包括外部監査も成立いたしました。普通の政策ならば、その政策を実行した後、その政策の効果のようなものがきちんと検証されると思います。特に監査につきましては、措置と効果というのはしなければならぬわけですから、監査事務局が専任になった後とか、それから個別監査が成立した後とか、一定期間措置と効果を見届ける必要が私はあると思っておりますので、余りにも矢継ぎ早の改革ではないかと思っております。

三つ目でございますが、このように矢継ぎ早の改革と言えるかどうか分かりませんが、の結果、監査に係る費用の件でございますが、平成20年度は年間83万円でございますが、これが、今回のこの700万円成立しますと、平成22年度は事務局長さんも専任になりましたし、監査事務局職員もふえておりますね。どう見積もっても最低2,000万は超えると思います。どんなに少なく見積もっても、2年の間に25倍以上になるわけですね。先ほど申し上げましたが、措置と効果をきちんと検証してからやるべきものだとは私は思っております。

四つ目に、今年度中に法改正もあるかもしれないという見通しです。私は、6月議会でもこ

の条例に反対いたしました。

以上が、この議案に対する反対の理由ですが、最後にこの場をかりてつけ加えたいことがございます。6月議会の最終日に、包括外部監査条例に関する質疑・討論がございました。この中で、2,000万円の借地料を支払っているところがあるという発言がございました。市民の方から問い合わせがございましたので、情報公開請求をいたしまして確認いたしましたら、年間の最高額の借地料は約1,000万ですね。2,000万という借地料のところはございません。これは、市役所の北側の第2駐車場でございましたが。というように、非常にジグザグした経過で、この包括外部監査の政策がとられることになっておりますので、私は以上の理由で反対をいたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番、市民会派の山田でございます。

賛成者の立場で討論をさせていただきます。

先ほどこの議案につきまして反対討論を熊谷議員がされました。その反対討論の理由は、政治的な要素が含まれておると。全然政治的な要素は含まれておりません。4年前に堀市政は、市民との公約の中で、マニフェストですね、公約ですよ。その総括、当然すべきですよ。マニフェストでうたっているんだから。それを自治費でやらないから、おくれればせながらやることになったと。これを政治的な思想なんてことはどこから出てくるのか。マニフェストはうそ八百並べて、あとはやらんとてでもいいということなのかどうか。僕はやらしてもらわないかんから、マニフェストどおりやってくださいと言っているわけですよ。その結果、具体的に疑問点が出てきておるんですよ。簡単に最近で言えば、巢南中学校の分離発注の件でも、空調設備、どんぴしゃりでしょう、100%ですよ。これはいろんな角度から判断して偶然100%に企業はなっておるんやと。それは執行権者は言われるでしょう。しかし、第三者が見たときに、設計金額から市長が何%、10%になるやら15%になるやらそのときの状況によってくりっと変わるからわかるわけがないですよ。8%になるやわからん。そこを足切りやって、それから業者が位を入れていくんでしょ。だったら、ぴったりなんてことは常識からいってあり得ないんですよ。それが100%の落札金額になったと。これは自然法則からいっても偶然なつたと、こういう御答弁やから、これはそれ以上突っ込めないでしょう。だから、私はそういうことを踏まえて、適正にきちとなされておるかどうか。それが万が一良心に呵責するような怠慢な部分があったとするならば、それは1,500万や2,000万かかったからといって、それを契機にきちと行政当局はしっかりと襟を正していくと思うんですよ、入札の仕方においても。だから、1,000万や2,000万の問題じゃないですよ、私は。5,000万かかってもやらないかんと思ってい

る、今回は。それ以外に、随契の契約でもぴたびたと、金額がぴったり100%のやつもあるんですよ。95%以上は談合に等しいということ、きょうはお見えになりませんが、西岡議員は常々言われておるわけですよ。だから、疑いだけではいかなのですよ、疑念だけでは。だから、この際、堀市長においては、何の一点の曇りもないとあって、良心に従って一生懸命やっておるんやとっておられるんですから。だから、私はそういう経緯からいってもしっかりやってもらいたい。だから、こんな反対討論の中に熊谷議員が入るということは、4年前に熊谷議員は堀市政の誕生のために応援したんでしょう。それをマニフェストにうたってあるんでしょう。マニフェストにうたってあることをやらないから、おくればせおくればせと言ったって仕方がないじゃない、今までやらないんだから。だから、もう半年でもいいでしっかりやってもらって、総括できちっと切りをつけていくと。4年間の総括をやると。当然のことなんです。これに反対討論に入る人であれば、堀市政にあまり協力されなかった方が反対討論に入るかしらんとしたら、その方が本当に皆さん御理解いただいて、賛成をしていただいたんでしょう、6月はね。4年前に一生懸命応援した人が反対討論に入るなんてもってのほかですよ。私はそれだけ申し上げておきます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

採決の前に皆さんにお願いいたします。採決システムは、コンピューターを導入しておりますので、反対・賛成は必ずボタンを押してください。

それでは、議案第47号を採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第48号保育及び学校教育の一元化等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番、新生クラブ、庄田昭人です。

議案第48号保育及び学校教育の一元化等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

このことについてはとても重要であると考えます。それは、条例を通すということは、一元化を決定するものである。そのように考えますので、質疑をさせていただきます。

質問は3点。1点目は一元化について。現場職員や保護者への説明、話し合いをどのように進めるのか。

二つ目。障がいを持つ子供がふえていると言われていますが、その対応やこの一元化が子供のためにいかに必要なのか。

3点目は、福祉部として職員数の減による業務の支障やサービスの低下につながらないのか。

以上3点、御答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、庄田議員の御質問の中の2点、御回答をさせていただきます。

まず、保護者等への説明でございますけれども、今の時点では、議会で御承認をいただきました折には、職員並びに保護者への説明を検討していきたいと思っております。その際は、教育委員会等の御協力をいただくことになると思いますので、御理解をお願いします。

それから、もう1点でございますけれども、市民へのサービスの低下でございますけれども、今まで市民課で行ってございました教育委員会関係の事務ですが、私の方の児童高齢福祉課の方で行うこととなります。今まで市民課窓口で行ってございました保育所に関する簡易事務の受け付けは教育委員会の方で行うことになりました。穂積の庁舎で行ってございましたものに対しては私の方ですが、やはり行政サービスの低下にならないよう体制を整えてまいりますので、御理解をよろしく願いいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 庄田議員から御質問がありました障がいを持つ子の増加に対する対応という点で、今回の条例の改正にかかわってどのように展開するかということをお話ししたいと思います。

これまで障がいを持つ子、または障がいを持っているという疑いのある子、その増加については、保育所については児童高齢福祉課の方で把握をしておりました。また幼稚園につきましては学校教育課の方が把握しておりました。市の就学指導委員会という全体で集まって、入級指導等を判定するような会議は設けております。しかし、それぞれが個人情報でございますので、保育所で持っている情報は保育所で管轄をしている。教育委員会が持っている情報と保育所、また3歳以下の場合につきましては療育センターの方が持っている。幾つかの部署が障がいを持った子の個人情報を持っているというのがこれまでの様子でございます。市の就学指導委員会で全体が集まるときが年におよそ2回の会合を持つんですが、そこで話題になるだけという、そこら辺が子育ての親にとりましては、今度小学校に上がるんだけれどもということ

で、その情報が教育委員会の方にきちっと伝わるような体制をつくるということはとても大事なことでございます。子育ての孤立化とかいろいろなことが言われますが、障がいを持つ子の親にとっては大きな不安があります。これが特別な支援を要する子供への指導を教育委員会で一元的に見ていく。個人情報も全体をうちが見ていくという体制をとることは大変重要なことであると思ひますし、これが小学校1年に至るその過程で教育委員会が主導をしていけるということで、御理解いただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 福祉部長の答弁の中に、「話し合いを検討」という言葉があったんですが、検討ではなく、さらに踏まえて業務の徹底、もしくは現場職員への話し合いを持つべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど答弁の中で検討と御回答しましたけれども、私の方、説明会をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 検討ではない、実行するということですので、確認ができましたので、どうもありがとうございました。

来年4月には混乱のないよう十分話し合いを持っていただき、この一元化の目的、理解をしていただき、十分な進行をお願ひしたいと思ひます。お願ひします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕と申します。

議案第48号保育及び学校教育の一元化等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑させていただきます。

ただいま庄田議員が一元化というような物の考え方を、ちょっと視点を考え直して、私の方は少し違った観点で質問させていただきます。

2点ほど質疑させていただきます。1点目は、現在の子供たちは、家庭環境では大きな差が今出ています。働く夫婦の収入によっても大変なる差が出てきます。

そこで、教育や子育ては社会福祉であると、皆様御存じだと思いますが児童福祉法にも記載されていますが、憲法25条にも規定されています健康で文化的な最低限の生活を維持できるような国民がどれだけいるのでしょうか。新聞紙上にも出ている限りでございます。

そこで、特に若い夫婦などでは大変厳しい環境でございます。児童福祉法の中で公的保育の設置を制定し、子育てを公的に支えていると記されています。保育、教育、子育ての社会福祉で、児童福祉の問題と位置づけながら、どういう意味があるのかどうか、教育長にちょっとお聞きしたいと思います。

これが第1点目。これに付随して2点目として、先ほど言いました憲法25条に記されている家庭の環境の中で、健康で文化的な生活が保障されているというふうに私は述べましたが、責任を行政が持ってこれを果たすべきだと私は思っています。一元化の問題とともに、子育て、教育委員会に付託することなど、私は少し観点が違うんじゃないかと思っています。国の方針も、所信表明の中で市長が述べられたように、一元化の動きがあるというようなことがございます。行政側は公的な立場を今後も守っていくことができますか。考えをお聞きしたいです。

以上、2点質問させていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 2点の御質問でございます。お答えをさせていただきます。

第1点目の、児童福祉にかかわるそういったことを教育の方に一元化するというのはどうかという御意見ですが、この議案の名前も保育及び学校教育の一元化という表現になっております。これは、学校教育が保育と分離をしているという今の状態が学校教育側からいいますと、小学校1年に上がったときに、全く学校教育の準備が十分でないままに小学校1年に上がってきて、新しい生活への不適應を起こすという、学習への不適應、生活への不適應という、これが今全国的に話題になっている小1プロブレムと呼ばれる小学校生活への不適應という問題があります。この適應にかかわって、学校教育課といたしましては、瑞穂市のたくさんの子供のうちのわずか9.1%であるほづみ幼稚園に通う園児についてかかわることはこれまでできていたと。これが、この保育所が教育委員会の方に管轄が移ることによって70%を超す幼児について小学校1年に上がる前段階の指導監督ができるという体制になるということで、これは保育という形を変えようという動きの一元化ではございません。保育所は保育所です。幼稚園は幼稚園です。それも今おっしゃっていただいたように、公立として保育所をきちっと持って、公立として幼稚園をきちっと持って、私どもが児童高齢福祉課と教育委員会で分けて持っていたものを保育の就学前の子供から学校教育に一元的に、学びとか発達の連続性を考慮して見ていこうという事業で考えております。

今、2点目の質問についてもお答えをしましたが、教育委員会といたしまして、公的教育という形、保育ということを大事にしたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 教育長から今発言されましたから、再度確認をさせていただきます。

公的なもので今後行うということによろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これまでも繰り返しそのように述べてきております。公的な、特にこの近隣では民営化とかそういうことも話題になりますが、瑞穂市が私立ではなくて、瑞穂市立の幼稚園と瑞穂市立の保育所を持っているということが今大きな特徴となっておると思っております。大事にしていきたいと思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗です。

先ほど市長の提案説明の中に、今回の保育及び学校教育の一元化等に関する条例の提案説明の中に、合理化、事務改善を考えての改正ではなく、一つ、子どもの育成、2、見守りの一元的な施策の展開、3番、子どもの育ちの連続性を大切にするという主眼が置かれて、条例提案がされたと思います。

今まで庄田議員、土田議員の質問と重複するところもあるかと思いますが、教育長、今回のこの提案理由、そして議案資料の教育長の作成された「保育及び学校教育の一元化事業」のこのわかりやすい表を含めて御説明をお願いしたいと思います。

次の質問は自席の方で行います。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） わかりやすい図ということで御評価いただきましたが、これまでの繰り返しになりますが、児童高齢福祉課で放課後児童クラブ、瑞穂市立の保育所、それから子育ての各種事業について行って子育てを応援してきたと。教育委員会の方は、小・中学校を中心としてほづみ幼稚園までの範囲で子育てを見てきたと。これをパーセントでいくと、就学前の子供たちのわずか9.1%を教育委員会が見ていたにすぎないと。この子供にとって、小学校1年に上がる不安を解消するためにも、市立の保育所と市立の幼稚園、合わせて70%を超える子供たちについて、教育委員会で一元的に見ていきたいという趣旨でございます。

また、小1プロブレムについて先ほど述べさせていただきましたが、小学校1年に上がった段階で、大変生活とか学習に不適應を示す子供がふえてきているという全国的な傾向は、瑞穂市においても同様でございます。これにかかわって、瑞穂市立の幼稚園、それから瑞穂市立の保育所の5歳児の段階で、小学校1年に上がっていくその準備をきちっと位置づけて考えていきたいと、それを一生懸命模索していきたいと思っております。また、小学校1年の段階においては、幼稚園または保育所から上がってきたばかりの子供たちを預かるということをいま一度念頭に、1学期の指導のあり方について、もう少し緩やかにやわらかくいくような、そうい

ったことも考えてまいりたいと思います。

例えば穂積小学校さんでは、小学校の1年に上がってくるのは、ほづみ幼稚園、それから大口で別府保育所、そのほか近隣の私立も含めて14園から小学校に上がってきます。巢南の小学校は、多くは一つの保育教育センターからごそっと上がってくるという体制で、たくさんの子が同一の環境から動いてくるわけですが、先ほどの穂積小学校の例のように、14園から集まってくるということは、それだけ環境がばらばらということでございます。少なくとも瑞穂市内で学んできている、育ってきている公立の幼稚園、保育所の人数は70%にも及ぶわけですので、その7割の子たちを一つの視点から、5歳児を育て、6歳児の小学校1年のスタートを見守っていくということは大変重要なことであると思いますので、このように管理がえといいますが、事務委任、補助執行という形で、私ども教育委員会に任せていただく、そういう提案をさせていただいております。御理解をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回の保育所、あるいは幼稚園のこの事業をそのまま置きながら、事務を一本化することによって、5歳児の時点で保育教育、あるいは今言っている幼稚園教育を指揮系統を一本にし、その5歳児を重点的に、新1年生になるときに適正な学力、そして適正な学校教育ができるための手順と、保育所と幼稚園の園児のレベルを一本化することによって、今回の事業を一本化して、指揮系統をしっかりとすると。またその中には、特別支援も一本化台帳をまとめて、今以上に教育委員会から次の小学校の方に連携プレーしていくということはよく理解しました。

先ほども福祉部長の回答がございましたが、きょう議会が可決されれば、具体的には父兄が一番不安となります。その辺のことも含めて、今後、先進地視察を前提とした今回の条例提案じゃなくて、保護者あるいはPTAも含めて、この手続をするべきじゃなかったか。行政主導の幼保一元化の条例提案、あるいは補正予算が上がったという考え方もできるんですが、自信を持った教育長の今回のこの条例案、補正についての思い、もしこれがデメリットが出た場合のその対策、その点はどう腹をくくっているか、教育長の答弁を求めます。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） デメリットといいますが、新しいスタートを切るのので、私どもの不安が大きな内容となりますが、保育所の形が変わるわけではございません。幼稚園も変わることはございません。それを見ている監督官庁がかわるというか、そういうことではございますので、親さん方にとっては今までと変わらない。ただし、その子供のこれからの巣立ちまでの長い期間を、同じ1ヵ所が見守り続けるということが大きなメリットに今後なっていくのではないかと考えております。また、今議員が御指摘いただいたように、こういったことが三つ子の

魂百までというようなことですので、三つ子から私どもが見守り続けていけるということは、大変メリットが期待できるのではないかと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 最後になりますが、今回そういう幼保一元化、あるいは保育及び学校教育の一元化事業ということで、前向きに進めていることについてはよくわかりました。

いろいろと今後の対策としましては、やはり子供の教育がよくなるよう、教育委員会あるいは保育所の園長先生や職員を含めて、一体的な瑞穂市の立派な子供が育つように、今以上をお願いしたいと思います。

また、ちょっと余談になりますが、朝日新聞の7月31日の新聞によりますと、幼稚園教育の方が、幼稚園と保育所から出た率の学校の成績のポイントですけれども、3.5%幼稚園の方が高いということで、お互いに保育所のいいところ、あるいは幼稚園のいいところも含めて、今後、幼保一元化事務になったことによって、瑞穂市が全国から光が出るような形で支援を頑張ってもらいたいと思います。今回のこの実行についての補正予算に県の方から7万1,000円の補助金が出ておるようですので、全国的、あるいは岐阜県も瑞穂市のこの幼保一元化の事務についての実績になりますよう、頑張ってもらおうようお願いし、私の質問とします。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

活発な質疑がございまして、私が聞きたかったことの幾つかは答弁が得られておりますので、そのほかでお願いをします。

一つ目ですが、三つの事業ですね、子育て支援事業、保育事業、それから学童保育、放課後児童クラブ事業の三つが教育委員会に移管されるわけですが、この条例がきょう可決しましたら、早速説明会を開くという宇野部長の答弁がございましたが、私は、保護者会、特に現場の先生方の声を事前に聞くべきではなかったか。あわせて教育委員会に対しても事前協議があったかどうか。必要性とそれからあったかどうかですね。保護者会、現場の先生方、それから教育委員会に対してです。事前協議の有無とその必要性に対する認識をお答えいただきたいと思います。

二つ目ですが、これは今の質疑でほぼわかったように思いますが、重ねて確認をしたいことなんです、瑞穂市には9保育所あると思うんですが、今まで現場の先生方の御努力は大変なものでした。私はずうっと本の会をやっていましたので、読み聞かせなどに出かけまして、もちろん自分の子供も3人お世話になったんですが、非常に大変な中、休みの日なども自主的な

研修に出かけられ、大変創造的な保育を進めてこられました。このような保育所の自主的、創造的な保育内容は今のまま保障されるのでしょうか。監督官庁がかかったということですので、これに勤務するわけです。事前協議が現場の先生たちとの間でなかったんじゃないかと思うものですから、余計ちょっと不安が増しております。この点を教えてください。

三つ目ですが、三つの事業が移管するわけですが、中でも保育所の問題は大きいと思います、かかわる人が多いので。親子ですね。それで、市長部局から教育委員会部局へ行き、今の横山教育長さんのお言葉どおりでいくと、監督官庁がかかわるわけですが、日々保育所の子供の問題、親の問題、そして現場の保育士さんたちの問題、社会背景もあって、トラブルが非常に多いと思うんですね。こういうときの最後の判断というのは、これから市長部局、端的に言えば市長さんでなく、教育長さんになると思うんですが、この点について、市長がかかわらないやり方というのはどうなのか、その不安もあるわけです。つまり保護者会、それから現場の先生たちにとってみたら、最後は市長はどう考えているのかというふうになるわけです、教育委員会の管轄のことも。今までいろいろなことがありましたが、学校教育のことなんかでも市長はどう考えているんやという声がやっぱり市民からあるわけで、この点についてどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

以上3点でございます。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、熊谷議員の第1点目の質問にお答えさせていただきます。

保育所の現場職員への説明でございますけれども、毎月保育所の所長会議をしております。その中で、課長がこういう検討会は何回も重ねておりまして、その検討会でこういう課題になっているという話は説明しております。また、私が所長会議に出向きまして、やはりこういう検討会がなされているというお話はしております。

それから、教育委員会との関係でございますけれども、検討会とはまた別でございますけれども、現場の先生をお招きしまして、私の方の所長会議とお話をさせていただきましたり、それから先日、8月でございましたか、ちょっと日にちは忘れましてけれども、研修会に来ていただきましたまして、保育所と幼稚園とそれから学校とのそういうかかわりがやはり子供にとって大切であるというお話はしていただいております。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 保育所が素晴らしい保育をしてきたということを言っていたと思いますので、私も楽しみにこれからかかわっていきたくて思っております。保育所が大きく変わるのかということですが、先ほどから繰り返しお話ししているように変わりません。5歳児の段階で、小学校1年に上がるための準備というちょっと工夫を私としては考えていきたいと考えているところでございます。

あと市長さんはどうかということですが、予算に絡むようなことについては、市長さんのまだ権限を残しております。それが補助執行という形で、教育委員会が事務的なことはやらせていただくということでございます。

あと教育委員会への事務委任というような形で、教育委員会が最終の判断をするという部署になるものもございますが、今までの小・中学校についても、基本的には教育委員会が責任を持つということで動いてきておりますので、これから教育委員会を信頼していただいて、一生懸命努めていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 宇野部長から説明はしましたということでしたので、私がお聞きしたのは事前協議みたいなものですね。つまり、現場にとってはすごく不安感があると思うんです。当事者の特に先生方にとっては、保育所の。そういう不安感などにどういう不安があるとか、こういうことはどうなりますかとか、こうしてくださいとか、そういうことを含めた事前協議をお聞きしたかったんです。教育委員会にもありましたかということですので、したかどうか。それから、保育所側からそういう声があったかどうか、聞いているかどうかですね。ということ、二つです。事前協議をしたかどうかということと、不安な点などを質問、要望があったかどうかということをお答えください。

議長（小川勝範君） 午前中も子ども議会できちっと皆さん見ておられると思います。議長に呼びかけるときは大きい声で発言してください。質問者、並びに答弁者。

宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 私の方の先ほどの御説明でございますけれども、私が出向いたときに、こういう検討会をしておりますというお話をさせていただきました。所長ばかり寄っております、その中で一応御質問はと投げかけましたところ、何か保育所で子供に対するものは変わりますかというお話はございました。先ほど教育長も申し上げましたとおり、現場で子供に対するものがすぐ何かが変わるというものではないということの説明はいたしました。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 市長部局の各部課と教育委員会との連携によるいろんな検討会は繰り返し行ってきておりますが、私どもが保育所に直接かかわるといのはまだ権限がございませんので、ありません。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 事前協議が相手方の意向ですね、つまりこの改革は市長部局から起きて

おるわけですから、教育委員会の意向とか、そういうのも初めからもっとあってもよかったんじゃないかと、そういうことを申し上げたかったということをお伝えして質問を終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

る御質問をお聞きさせていただきましたし、ほとんどが理解はできたわけでございますが、1点だけちょっと質問をさせていただきます。

この事前にいただきました資料の図表の中にも記載済みでございますが、いわゆる市立の幼稚園とか市立の保育所、全部束ねると約72%ぐらいが今後一元化の対象になるということですが、その差の28%、すなわち市内の私立幼稚園とか、他市町の私立幼稚園の園児、この人たちをじゃあ生のままで小学校へ受け入れるわけですが、いわゆるこの市立の幼稚園や保育所は瑞穂市の教育委員会がいろんな形で今お話がありますように対応ができたとしても、私立の幼稚園に対しては、どこまで対応ができるのか。全くできないのか。じゃあ全くできないのであれば、その空白部分をどのような形で対応して小学校へ迎え入れるのか。すなわち、小1プロブレムの解消にどのように貢献させることができるのか。この辺がちょっと私もその部分を、今までの御答弁の中でひょっとしてあったかもわかりませんが、いま一度疑問点として御質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今議員の御心配いただいておりますような内容につきましては、やはり管轄が違うということで、それぞれの他市町の私立の幼稚園は、それぞれの教育理念で教育をされておる機関でございますので、私どもとしてはこれまでの9.1%にかかわってきたものを、70%を超える子供に一つの同じ考えで子育てをひとつ入れていけるということで、大きな前進をしたいと思っております。他市町の私立幼稚園等につきましては、瑞穂の公立の幼稚園とか保育所がこういう取り組みをやっているということが伝わる中で考えていただくような、そちらの新しい工夫を始めたといまして、5歳児の段階で、それが伝わることによって少しずつ変わっていくのかなあと思っております。まず70%を超える子供たちの面倒を見ていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） そうしますと、単純な発想ですが、小学校の先生は大変なことになるんですね。いわゆるいもこぜじゃないですが、他市町並びにこの市内の私立の幼稚園から上がってきた人たちは、正直言って少しこの瑞穂市の公立の幼稚園や保育園とは違った教育をされて

いることは御存じのとおりですが、その部分にかかわることができないとなると、当然かかわることができないんですが、こちら側がやっていることを向こうへ流したり、情報を聞かせたりする程度の中で、小学校の現場の先生は、いろんな種類の、色で言うなら何種類もの色の生徒を教育していかなきゃならないわけですね、スタート時点から。その部分が今後は私はこれ大きな課題じゃないかなと。一元化は一元化でいいんですが、いわゆる保育及び学校教育の一元化事業の中の今後の大きな課題として残る部分ではないかと思うんです。この残る部分をどのように今後計画的に推進していくのかという部分も残された課題として放置せずに推進いただくことを希望したいと、こういうふうに思うわけですが、もう一度御答弁願いたい。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 御心配をいただいているとおりでございますが、なかなかこれまでの現状が、先ほど穂積小学校に14園から集まってくるということを御紹介しましたが、その中で1園しかうちは今まで管轄していないということが、たくさんの子供たちに一つの考え方で子育てができるということで御理解いただいて、今後そういった他市町、私立等の幼稚園につきましても、機会があればそういった情報を提供しながら歩いていくということで御理解いただきたいと思います。その心配については、今後もずっと心にとめていきたいと思っております。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

今の今まで賛成しようか反対しようかと迷っておりました。それで反対討論に立つことに決めたわけです。

子育てを一元化、一体化するという市の方針、市長のお考えが議会で示されて以来、どのような形になるのか、重大な関心を持って見守ってまいりました。きょう条例改正と補正予算もこの後あって、教育委員会へ移管すると、一本化するということになりました。しかし、私は、これから先の瑞穂市の幼児教育の内容、行政に対する不安がぬぐい切れません。その理由は、保育所と違いまして、日本の学校教育というのは、ほぼ一貫して子供の側や先生、子供たちの

教育行政の現場の側に立っては来なかったんですね。たった一時期、わずかに例外があったと言われております。これは第2次世界大戦後の朝鮮戦争が起こるまでの5年間ですね。ちょっと引き伸ばしても10年間は、本当に現場の先生たちが戦後自主的に日本のこれからの教育、子供たちを育てるんだと。自由で創造的な教育をなさっていたと今も伺います。私はちょうどその時期に小学校時代を過ごしましたので、今でも小学校のあの雰囲気というのは、先生たちお1人お1人も全部浮かびまして、大変恵まれていたと思うんですが、皆様御承知と思いますが、フィンランド教育ということが言われますが、フィンランドは1991年にソビエトの崩壊とともに、もろに国の財政が破綻状態になりまして、失業率が20%になったんですね。日本はこの6月の時点で5.3%ですが。そのときに教育予算も大幅にカットというふうにももちろんなったわけですが、29歳の文部大臣が強硬に反対して、予算を大幅にふやし、高い大学院卒というレベルの教員を育成し、子供の側、学校の側に立った教育を目指しました。それ以後、失業率は下がり続け、GDPは上がり続け、今大変な世界的不況の中でも、非常な子供の学力、それから景気も上がっている。落ちないという福祉国家です。日本は、最初に述べましたように、それと反対のことをずうっとやってきまして、最近ではゆとり教育さえ、やっぱりこんなことをしては学力が下がるんやということで見直されて、来年4月から教科書は厚くなります。ということで、私は日本の教育行政に対して非常に憂いを持っておりますので、保育もその中に組み込まれるということに対して不安がぬぐい切れないということがございます。私のこのような心配が杞憂に終わることを願いつつ、きょうこの場では反対討論に立たせていただきました。教育委員会にどうか頑張ってくださいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 5番 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人です。

賛成討論をさせていただきます。今、熊谷議員が言われたような理想の教育とはと考えると、今現在多様化しているこの時代に、学校教育の一元化はとても子供にとって大切ではないかと考えます。また、この学校教育の変更について、目的である「誕生から巣立ちまで」のテーマ、ここに書かれている就学前の子育てから義務教育修了までの幼児、児童、生徒の発達や学びの一貫した指導を行い、心豊かに光り輝く瑞穂の子供を育てる、このことが非常に重要ではないかと考えます。このことによって瑞穂市の子供たちがスムーズに学校教育、1年生に入っていける、さまざまな問題を抱えている生徒も就学前の子供たちもスムーズに移行していけるのではないかと、もしくは学校教育にとっていろんな問題を抱える前に対応できるのではないかと、このように考えますので、賛成討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第49号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

#### 閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第4回瑞穂市議会臨時会を閉会します。大変御苦労さんでした。

閉会 午後3時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年8月25日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 庄田昭人

議員 森治久